

西郷村の人口及世帯数
(47.7.1現在)

世帯数	2,317
人口	10,548
男	5,201
女	5,257



発行日 昭和47年8月1日発行

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・4番・7番
編集発行
企 画 課

印刷所
ワタベ印刷所



(完成された村民プールで泳ぐ子どもたち)

第一回

臨時議会開かれる

補正予算案など十件

六月二十八日(三十日の三日間、村議会第一回臨時議会が開かれた。議案は昭和四十七年度一般会計補正予算、村税条例の改正など十件が上提され、いずれも原案通り可決決定した。

◆専決処分について承認を
求める件について

昭和四十六年度一般会計補正予算の林業振興費(百五十一万八千円)道路新設改良費(八百四十一万二千円)について臨時急施を要したため、議会を招集する暇がなかったので専決処分にし、今回議会の承認を求めた。

◆昭和四十七年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、一千四百九十四万四千円を追加し、予算総額は六億四千六百六十四万六千円となった。

歳入の主なものは、地方交付税で一千四百万円の増額、他に農林水産業費に対する県の補助金八十一万四千円などです。

歳出では、村道下新田(柏野線道路改良費(六百五

十万円)道路補修砂利購入費(百万円)新庁舎付属設備工事(二百五十万円)収入役室金庫他(七十万円)

県単熊倉地区用水路工事(七十万円)忠魂碑移転費(二十五万円)森林資源開

発事業生産施設費補助金(四十四万二千円)林道設置補助金(七十二万二千円)

が主なものです。

◆西郷村役場の位置を変更する条例について

役場庁舎が移転した場合役場の位置は次のようになります。

西郷村大字熊倉字折口原 二十八番の二十九

改正について

◆西郷村公告式条例の一部

これも役場庁舎の移転にともない西郷村掲示場の位置が、西郷村大字熊倉字折口原二十八番の二十九と変更

するものです。

控除額の引上げ

名称	区分	現行	改正額
基礎控除		14	15
配偶者控除		13	14
扶養控除		10	11
障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の限度額		35	38
寡婦控除、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除		9	10
特別障害者控除		11	12
配偶者のいない世帯の一人の扶養親族に係る扶養控除		11	12
個人の白色申告者控除限度額		15	17

◇西郷村議会定例会の回数
を定める条例の一部改正
について
これまで年三回行なわれていた議会定例会を、社会情勢の急速な発展にともない行政需要が増大化したので、定例会を年四回とするものです。

◇西郷村簡易水道条例の一部改正について
今回の改正は、地方税法の改正にともなう所要の改正で、地方税法のおもな改正点は次のようなものです
▽村民税の軽減合理化措置、各種控除額の引き上げ、右表の通り。
◇自動車税及び軽自動車税
パスの標準税率を一般乗合のもの年額一万四千円、それ以外のものは年額三万円と合理化された。
▽電気ガス税
電気の免税点を七百円から八百円に引き上げ、ガスは千四百円から千六百円に引き上げられた。

◇土地開発基金の運用について
一の又巡査駐在所敷地買収、林道下新田へ柏野線改良工事のための公共用地取得のため三百万円基金運用が認められた。
その他に村道の廃止について的一件があります。

子どもたちは大よろこび



【村民プール開園式】

六月二十九日、青空の下
昨年九月に完成していた村民プールの開園式が行なわれた。式には村長、村議会

議長をはじめ議員、婦人会体育関係者など多数出席し盛大に行なわれ、終了後に白河高校水泳部による「泳ぎ始め」のアトラクションなども催された。
近年、子供たちの唯一の遊泳場でもある阿武隈川は自衛隊の演習場使用、砂利採取、ゴミ投棄などによる川のごれがひどく、遊泳できるような状態ではありません。
そこで村では、村民プールの必要を感じ昨年六月から総工費千三百十六万四千円、そのうち防衛施設庁の補助六百三十万円、国民年金積立金の還元融資四百三十万円を受け、工事が始められ、昨年九月に完成した。
完成したプールは、二十五×十五メートルの七コース。更衣室、便所、機械室、管理室、用具室、足洗、シャワー、水呑、洗眼装置などの設備を備えた立派なプールです。
このプールの完成によりいつもきれいな水で、しかも安心して水泳ができる一方、学校体育、社会体育活動が重視されている現在、

8月は個人事業税の納期です。
個人事業税第1期の納期は
8月31日までです
納税は便利な口座振替のご利用を。
納期内の納入にご協力下さい。
＜白河県税事務所＞



▽料金
大人 二十円
小人 十円
▽受付時間
午前九時～十一時
午後十三時～十六時
児童、生徒、青少年の体位の向上、心身の健全な発達などを計る上にも大きな期待が持たれている。
なおプールの使用は有料となっています。

美しい自然を大切にしよう

——手作りの花壇設置(西郷村 寿会)——

村を花で美しくしようと、社会奉仕活動の一環として、西郷村の老人クラブ、寿会、皆さんが七月五日、早朝から甲子街道沿いに手作りの花壇を設置し、観光客やドライバーの目を楽しませています。

これは昨年からの寿会の年中行事として発足したもので、濃いオレンジのマリーゴールドなど四種類です。



〔花壇作りに励む寿会の会員の方々〕

今日、観光ブームの波は私達の村にも押し寄せ、都会の人々は都会の雑音やいやがましい日常生活を逃がれ「人間の回復」を求めて家族づれや若い人達が多、おとづれています。



新しい農業委員決まる

七月十五日、任期満了にともなう農業委員会委員一般選挙が行なわれ、十五名が当選しました。

なお、村長選任委員は追ってお知らせします。

▽一般選挙による委員

- 鈴木 平作 長坂
- 和知 達英 柏野
- 鈴木 重晴 下羽太
- 鈴木五三郎 上羽太
- 鈴木 正次 熊倉
- 真船 和治 真船

県の四十六年度土木事業 村内に一億九千万円

事業名	施行個所	事業量	実施額 千円
観光施設	日光国立公園(赤面山)	L=612m W=7.0m	24,802
崩落防止	289号線(安心坂)	212m	2,411
舗装補修	289号線。舟津、羽鳥、白河線	合計 3,815m	7,642
道路橋梁維持	小田倉、那須線。舟津羽鳥、白河線	83m ヒューム管工 コンクリート暗渠	1,566
第2種事業 (県単)	289号線。舟津、羽鳥、白河線	案内標識 61基、 ガードレール266m	1,937
道路改良	白坂(停)、小田倉線。他6カ所	合計	22,474
舗装新設	舟津、羽鳥、白河線	555m	4,717
簡易舗装	増見、小田倉線	977m	10,227
橋梁整備	小田倉橋	L=320m W=5.5m	4,505
道路調査	289号線(甲子)	測量、予備設計	5,762
凍雪害防止	289号線。舟津、羽鳥、白河線	合計	20,519
雪害関連	289号線	1,262m	1,742
国道舗装	289号線	L=34,325m W=5.5m	43,200
災害防除	舟津、羽鳥、白河線	L=209m モルタル吹付工 3,117m ²	8,300
河川改良	堀川、真名子川	292m 連節ブロック	4,381
河川局部改良	阿武隈川	300m	5,640
砂防事業	中の沢	L=44m H=9m V=132,572m ²	15,470
公共災害復旧	舟津、羽鳥、白河線。他3カ所	合計	5,927
計			191,292

他に橋梁補修費、雪害関連、河川調査費などがあります。

食品加工

(1) 醸造

(3) 酒
酒は桃の花の盛りに作るのが一番良いといわれています。酒のタネは冷飯に生米と麴をまぜて作る。水を入れないで七日ぐらい置く。七日過ぎると発酵して苦味酸味、甘味がでてくる。タネのできあがりぐあいを見

民族資料報告から(1)

て、飯を芯のないほどの固さに炊き、人肌ぐらいにさます。これにタネをあわせて桶に入れ一週間ぐらい置く。油のような色になったところで絞る。桶の上のこせ木をし、その上に「フネ」をあける。濁酒を袋に入れてフネにのせ、重しをしてふたをする。絞ったものはビンに詰めておいた。

夏の事故防止運動スタート

交通事故防止村民総ぐるみ運動 (七月二十一日〜八月三十一日)

子どもの事故防止運動 (七月三十一日〜八月三十一日)

例年、交通事故や子どもの事故が多く発生するこの時期をとらえ、運転者の安全運転の励行と、子どもおよび老人の交通安全の確保を図り、元気で明るく、事故のない生活が送られるよう、村民すべてに積極的な協力を得、地域ぐるみの運動をすすめようとするものです。



〔役場前に立てられた立看板〕

今年の夏の交通事故防止運動の重点目標は安全運転の励行、子どもと老人の安全確保で、未然に事故防止を図るため、次の事項を推進することとしています。

- ◇安全運転の励行
 - ▽会社、事業所等の運行車両の安全速度の励行
 - ▽初心ドライバーに対する安全運転特別講習
 - ▽高校生の二輪車の安全運転実技指導
 - ▽無謀な運転に対する監視通報の強化
 - ▽レジャー等に伴う安全運転の確保
 - ▽ヘルメット着用の指導啓蒙
 - ▽踏切事故防止の徹底
- ◇子どもと老人の安全確保
 - ▽夏休み前の交通安全教育の徹底
 - ▽家庭における安全教育の推進
 - ▽幼児母親の交通教室の開設
 - ▽老人家庭に対する交通安全診断
 - ▽街頭における愛の一声運動の推進
 - △夜間における歩行者の安全確保

◇子どもの事故防止としては交通事故、水の事故、花火の事故などが考えられますが、なんといっても交通事故と水の事故でしょう。そこで水死事故防止対策として次のことについて特にご協力をお願いします。

- ▽区域における危険個所の点検と整備
- ▽所有者に対し危険個所の表示及び安全施設の整備
- ▽もぐり砂利採取者がある場合は警察署に通報を
- ▽保護者家庭においては幼児をひとりでも外出させないとともに子どもから目を離さないこと
- ▽子どもの水遊びは一人でやらないよう心がけること
- ▽危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたときは他地域の人も進んで注意を

水泳の事故をなくそう

みんなが守ろう

- ①水泳を始める前に
 - ・からだの弱い人、重い病気などした人は医師にみてもらい、指示を受ける
 - ・熱があつたり、頭や腹などからだの悪い時は泳がない。
 - ・酒を飲んだ後、満腹のとき、はげしい運動をした

- ②練習中の注意
 - ・プールサイドをはしり回らない。
 - ・自分の力に応じた所で泳

- ③水からあがったら
 - ・きれいな水で眼を洗い、耳の水を出す。
 - ・みんながそろって帰る。

ひと声かけよう

危険場所でのことものあそびに……



▽救助体制の充実についてもPTA、地域住民、各種団体による危険個所のパトロールを完全実施され、村から水死事故のない明るい村造りが重要ではないでしょうか。

- ・仲間といっしょに泳ぎ、たがいに監視しあう。
- ・いつも正しいフォームで泳ぐようにし、ふざけて他人にめいわくをかけるい。
- ・おぼれるまねをしない。
- ・けいれんがおこったら、顔をつけて浮きその場所の筋肉を伸ばすようにする。
- ・動けないときは仰向きに浮いて近くの人や監視の人をよぶ。
- ・とびこむときには、水の深さや水中にあぶないものがないかをたしかめる

花火の季節

花火遊びは 大人と一緒に



正しく遊んで楽しい花火

遊ぶときの注意

- ・花火、特に平玉、差玉をほぐして遊ぶことは危険なのでやっけてはいけません。
- ・たくさんの花火に一度に火をつけないようにしましょう。
- ・花火を人や家に向けたりもえやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。
- ・風の強いときは花びが遊びはやめましょう。
- ・吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- ・花火をポケットに入れないようにしましょう。
- ・なるべく大人といっしょに遊びましょう。
- ・花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

ご存じですか

やさしい道路交通法

歩行者

- ・子どもから目を離さない
- ・ちょっとしたすきに、子どもさんが道に出ることがあります。遊びませんこわい車のおる道、六歳未満の子どもさんを一人歩きさせたり、十三歳未満の子どもさんを道路や踏切りなどでは遊ばせていけないことになっています。

(法十四)

子どもさんが道に出ることがあります。遊びませんこわい車のおる道、六歳未満の子どもさんを一人歩きさせたり、十三歳未満の子どもさんを道路や踏切りなどでは遊ばせていけないことになっています。

立ち話

- ・立ち話は交通違反となります。おしゃべりは女性の特権？などとのんきなことをいっておれません。立ちどまっておしゃべりに夢中になり、車や人の交通妨害となり、車や人の交通妨害となるようなことがあれば「三万円以下の罰金に処する」となりますからご用心。

千鳥足

- ・千鳥足で歩いても処罰されません。(法七十六)
- ・酒によってふらふら歩いたり、道路に寝をべるなど交通の妨げになるような行為は、処罰の対象になります。

自転車乗り

- ・二存じですか、自転車も車両です。(法二)
- ・自動車、バイク、自転車などを車両といえます。道路交通法は車両に歩行者よりも数多くの交通ルールを義務つけております。
- ・自転車でも酒よいい運転に

近づくに横断歩道があるの

なりませす(法二七の二)

酒をのみ、さらに酔った状態で自転車通行すれば処罰の対象になります。酒よいは、歩いても自転車に乗っても自転車の運転もすべていけないこととす

合図を忘れないで下さい(令二十一)

左折するときには左腕を横に水平に伸ばすか、あるいは古腕を上高くあげて下さい。右折または右に横断するとき、右腕を横に水平に伸ばすか、あるいは左腕を上高くあげて下さい。

徐行(法二)

徐行とは、六十キロまで出せる普通車が、その半分の三十キロで走ったから徐行だとはなりません。すぐとまれる速度のことで、常識的には時速十キロ以下でしょう。

カーブや子どもが遊んでいるときなど、危い場所や危いときは、まず徐行、徐行こそ交通事故を防ぐキメ手です。

手かけ足かけなどの乗車装置のある場合は、十六歳

道路をまもる月間

八月一日～三十一日

道路はみんなの財産です。ひとりひとりが道路をまもり、広く正しく美しく使いましょ。

畑の除草は適当な所に集め道路にすてないようになしよ。

以上の人が運転すること、六歳以下の幼児一人を乗せることを条件に二人乗りができます。幼児をチョココンと荷台に乗せることは手かけ足かけがないので違反となります。

・自動車

・横断車の保護はまず停車(法三十八、三十八の二)

横断歩道、横断歩道のない交差点のすぐ近くは歩行者優先です。これらのところで横断者があるときは、必ずず停まって歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

・徐行(法二)

徐行とは、六十キロまで出せる普通車が、その半分の三十キロで走ったから徐行だとはなりません。すぐとまれる速度のことで、常識的には時速十キロ以下でしょう。

カーブや子どもが遊んでいるときなど、危い場所や危いときは、まず徐行、徐行こそ交通事故を防ぐキメ手です。

畑の除草は適当な所に集め道路にすてないようになしよ。

田の「ヒエ」も水路、道路に、すてないようになしよ。

お知らせ

身体障害者の職業訓練生募集

国立で東北唯一の宮城身体障害者職業訓練校では、身体に障害のある人達にその能力に適する訓練科目について、基礎知識と技能とを短期間に訓練習得させ、就職、自営を容易にして生活の安定と地位の向上のため、訓練校で生徒を募集しています。

◇応募資格

▽身体障害者で義務教育修了者またはこれと同等以上の学力のある人

▽身体障害の程度は、盲・ろう(補聴器で矯正できる人はよい)啞・てんかん・伝染病疾患者・病状の固定していない人、以外の人で一年間の訓練に耐えられる人

◇募集内容

科名	人員
洋裁科	十人
製くつ科	十人
意匠図案科	十人
計	三十人

◇訓練期間

一カ年(十月入校)

◇選考日

昭和四十七年九月十二日

◇選考方法

午前九時から

◇特典

▽授業料は無料です。

▽職業安定所長の指示を受けて入校すると、訓練期間中約二三、二〇〇円の手当が支給されます。

▽仙台市以外から寄宿舎に入る人には「移転資金」が支給されます。

◇申し込み期限

昭和四十七年八月三十一日まで

◇申し込み先

各市町村を管轄する職業安定所

税務署だより

遺産総額三千万円までは相続税はかかりません

— 婚姻期間二十年 —
以上の配偶者

遺産を相続した場合、遺産総額が基礎控除額(四百万円と、八十万円に相続人数を掛けた金額)より多い場合は、死亡の日の翌日から六か月以内に、相続税の申告が必要です。ただし、死亡した人の配偶者が受け取る遺産については遺産総額が、婚姻期間二十年以上の場合には三千万円まで、十年から二十年までの場合はその年数に応じ、一千万円から三千万円までは相続税はかかりません。

マイホームと税金

①登録免許税 ②土地を買

ったり家を建てたりして、所得権の登記をするときにかかる税金(国税)で、税率は、売買による場合は不動産価額の五%、新築家屋の保存登記の場合は〇・六%です。

②不動産取得税 ③不動産を手にしたとき、不動産価格の三%が課税されます(県税)。

③所得税の住宅取得控除 ④一定の条件に当てはまる住宅を新築または新築住宅を購入したときは、取得価格の一% (最高二万円) がその家屋に居住して年以後三年間所得税から控除されます。

災害を受けたときは 税の減免手続きを

台風や火災などで災害にあったときは、税金の面でもいろいろと救済の方法があります。

①サラリーマンの場合は住宅や家財にその価額の二分の一以上の損害を受けた場合に、源泉所得税の徴収猶予や還付を受ける方法とその年の所得金額の一〇%をこえる損害を受けたときにその損害額に対応する税額の徴収猶予を受ける二つの方法があります。

②営業者等の場合は、災害を受けた金額に応じて、予定納税の減額申請をすることができま

六月の行事報告

1 (木) 町村会、白河地区土木促進協議会
県南農業高度開発推進協議会総会

2 (金) 搦目橋竣工祝

3 (土) 福島テレビ、上羽木の天道念仏踊り中継録画

4 (日) 民生委員協議会

5 (月) 村議会、昭和四十六年度決算統計説明会

6 (火) 老人クラブ役員会

7 (水) 国民保養温泉地協議会総会、消防団会議

8 (木) 東北新幹線新白河駅周辺の都市計画協議

9 (金) 高速自動車道残地補償説明会

10 (土) 白河三道大会

11 (日) 県治水協会総会、県砂防協会役員会、同総会

12 (月) 国土調査協会定例総会

13 (火) 災害発生時の協調についての打合せ

14 (水) 白河地区保健委員会総会

15 (木) 白河地区保健委員会総会

16 (金) 市町村長会議、明治掘組合総会

17 (土) 北部猟友会狍子視察

18 (日) 青年会、婦人会、村議会議員の三者交流会

19 (月) 消防幹部会、新幹線通過市町村打合せ

20 (火) 白河地区水道協会役員会総会

21 (水) 西郷村寿会総会

22 (木) 村有貸付牛事故処理委員会

23 (金) 白河めぐみ学園運動会

24 (土) 土地改良事業団体連合総会

25 (日) 白河地方交通対策協議会

26 (月) 鶴生公民館落成式

27 (火) 白河地区水道協会総会

28 (水) 白河地区税務協議会総会

29 (木) 白河地区青年対策連絡会議

30 (金) 村議会第一回臨時会(一日目)

31 (土) 村民プール開園式

村議会第一回臨時会(三日目)